■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額（税込）	契約締結日	履行期間（納入期限）		適用条項（地方自治法施行令第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
1	都市経営部	都市政策課	R8大東市空家等対策計画改訂業務委託	ランドブレイン株式会社　大阪事務所	¥7,700,000	令和8年6月16日	令和8年6月16日	令和9年3月31日	第2号	本業務は、空家等対策に関する専門的な知識に加え、広範な視野・知識・豊富な業務経験等が必要である。性質・目的が競争入札に適しないため、広範な視野・知識・豊富な業務経験等を有する事業者をプロポーザルで選定し随意契約を行うもの。
2	都市経営部	都市政策課	R8大東市都市計画支援GISデータ修正等及び保守管理業務委託	株式会社かんこう　大阪支店	¥1,023,000	令和8年6月22日	令和8年6月22日	令和9年3月31日	第2号	都市政策課にて運用している都市計画GISｼｽﾃﾑは、株式会社かんこうが開発したものであり、開発元の業者でないと契約内容を履行することが困難である。性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
3	都市経営部	資産経営課	営繕積算システムRIBC2賃貸借	一般財団法人　建築コスト管理システム研究所	¥1,076,680	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	営繕積算システムRIBC2は、国土交通省の公共建築工事標準単価積算基準に準拠した内容となっており、公共建築工事の積算業務に特化した唯一のソフトウェアです。 このソフトウェアは、「営繕積算システム等開発利用協議会」（国土交通省、都道府県及び政令指定都市で構成）の下、（財）建築コスト管理システム研究所が開発、提供しており、他に取り扱う業者がありません。 よって、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約とするものです。
4	都市経営部	資産経営課	大東市立南郷保育所改築等工事基本・実施設計に係る設計技術支援業務委託	株式会社URリンケージ西日本支社	¥2,992,000	令和8年5月27日	令和8年5月28日	令和9年3月31日	第6号	認定こども園は、幼稚園および保育所の機能を併せ持つ設備基準が複雑な施設です。南郷保育所の認定こども園化に係る計画は、園舎の新築に係る法的整理だけでなく、同一敷地内で園運営を行いながらの工事や特殊な敷地条件も加わり、設計計画や工事のローリング計画等の調整や協議がより複雑になっています。 新築工事に係る設計は、改修工事と比較しても物事を1から計画することから、電気設備・機械設備に係る分野でより専門的知識が求められます。南郷保育所の建替えでは電気設備・機械設備を占める割合も大きいにも関わらず、本課の電気・機械に関する専門職が不在であるため、有資格者を多数在籍する業者に行政支援を求めるものです。また、コスト面については、事業費の縮減が重要事項となっており、コスト管理面に優れた技術者のチェックが求められています。 　当該設計業務委託は、令和8年3月から施行し、令和9年3月の完了となっております。認定こども園は、令和9年度から開園することが決定しており、設計業務の遅延は許されない状況です。現在、基本設計業務を進めているところで、時期早々に電気設備・機械設備の設計に着手していきます。設備設計においては現段階で方針を決定しないと、過大設計や後に変更設計などを伴い、設計業務に遅延をもたらす可能性があります。 　本件支援業務を委託する株式会社URリンケージは、国や地方公共団体などの発注者に代わり、設計・工事・積算・工事監理などを長年行っており、公共施設に付随した子育て支援施設の発注者支援についても多くの実績を残し、高い専門性と公共性に強みがありま す。また、有資格者が多数在籍し、組織として蓄積されたノウハウを発揮できる企業です。本市の学校長寿命化改修工事においても昨年度まで発注者支援業務の実績があり、本市の業務の流れを熟知していることから打合せや協議、関係者間調整等の定型的な業務内容を削減することによって委託金額の削減が見込めます。以上のことから当該支援業者によって継続的に実施することが妥当であり、入札に付することより有利である為、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき随意契約を委託します。

■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額（税込）	契約締結日	履行期間（納入期限）		適用条項（地方自治法施行令第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
5	都市経営部	資産経営課	旧深野北小学校境界確定・合筆登記・地積更正登記等業務	公益社団法人　大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	¥5,963,837	令和8年7月8日	令和8年7月9日	令和9年7月30日	第2号	本市の市有財産である旧深野北小学校用地の利活用を進めるにあたり、本敷地の現況測量及び土地調査等を行い、隣接地との境界を明確にし、敷地の合筆等が必要になるため、本業務を実施する。 土地の表示に係る登記行為は、土地家屋調査士法第3条第１項により土地家屋調査士以外の者は原則行うことができないことから、不動産登記・地積更正事務の円滑化を図るため、測量及び調査に係る業務を含む一連の業務を土地家屋調査士に対し業務を委託するものである。
6	都市経営部	資産経営課	市営深野園住宅建替えに係る地積更正登記等業務委託	公益社団法人　大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	¥1,159,862	令和8年9月4日	令和8年9月5日	令和9年3月31日	第2号	市営深野園住宅建替え事業に伴い、事業用地の境界確定に向けた確定測量ならびに隣接土地所有者との立会い・押印等の手続きを進めているところでです。 当該作業の完了後は、速やかに地積更正登記および分合筆登記等を実施する必要があります。地積更正登記、分合筆登記等の作業については、国家資格として認められている土地家屋調査士のみが行うことのできる業務となります。 当業務を委託するに相応しい土地家屋調査士として、不動産登記に関する専門的な能力を結合して官公署による公共の利益になる事業の不動産登記に関する登記に必要な調査、測量、その登記嘱託の申請等を適正かつ迅速な遂行に寄与する目的で設立され、表示に関する公共嘱託登記の専門的な知識と豊富な経験を有している公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会を予定しています。 また、当該法人は、大阪府下全域の調査士が加入する組織であり、多くの官公庁等の不動産表示に関する登記に必要な土地又は家屋に関する調査、測量、申請手続き等の業務を受託し、確実に履行した実績を有している。尚且つ、本業務に対する適正かつ迅速な対応ができる体制を整えており、本業務の執行に関する経験、技術力、及び組織力を十分に有していることから、本市の発注業務及び他の官公庁等の業務が輻輳受託をしたとしても的確に応えることができ、かつ完了後も成果に対する保証能力を維持することができる唯一の法人組織であります。 　以上の理由により、当該法人と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約を行うものです。
7	都市経営部	市営住宅管理課	R8大東市営住宅管理業務委託（野崎）	特定非営利活動法人大東野崎人権協会　理事長　八木　清二郎	¥1,593,570	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第6号	本件業務を委託する野崎人権協議会は、管理対象の住宅の近隣の立地していることから、様々な経費縮減を図ることができる。また野崎人権協議会は、地域住民の自立支援および福祉の向上を図るため、とりわけ地域を密着している団体であり、当該地域内に立地する市営住宅について、その構造や性質について熟知していることから、より一層のきめ細やかな業務遂行が可能であり、高い品質の確保が期待される。これらのことから、入札に付することより有利である。
8	都市経営部	市営住宅管理課	R8大東市営住宅管理業務委託（北条）	特定非営利活動法人ほうじょう 理事長　中西　健一	¥2,046,000	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第6号	本件業務を委託するNPOほうじょうには、その他、駐車場管理業務および駐車場使用料収納業務も委託しており、これらをあわせることにより合理的な管理が可能となるため、経費縮減を図ることができる。またNPOほうじょうは、地域住民の自立支援および福祉の向上を図るため、とりわけ地域を密着している団体であり、当該地域内に立地する市営住宅について、その構造や性質について熟知していることから、より一層のきめ細やかな業務遂行が可能であり、高い品質の確保が期待される。これらのことから、入札に付することより有利である。

■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約締結日	履行期間 （納入期限）		適用条項 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
9	都市経営部	市営住宅管理課	R8北条地域駐車場管理業務委託	特定非営利活動法人ほうじょう 理事長　中西　健一	¥1,683,000	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第6号	本件業務を委託するNPOほうじょうには、その他、駐車場収納業務および住宅管理業務も委託しており、これらをあわせることにより合理的な管理が可能となるため、経費縮減を図ることができる。またNPOほうじょうは、地域住民の自立支援および福祉の向上を図るため、とりわけ地域を密着している団体であり、また駐車場が立地する地域内に所在していることから、その構造や性質について熟知しており、より一層のきめ細やかな業務遂行が可能であり、高い品質の確保が期待される。これらのことから、入札に付することより有利である。
10	都市経営部	市営住宅管理課	R8北条地域駐車場使用料収納業務委託	特定非営利活動法人ほうじょう 理事長　中西　健一	¥1,277,029	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第6号	本件業務を委託するNPOほうじょうには、その他、駐車場管理業務および住宅管理業務も委託しており、これらをあわせることにより合理的な管理が可能となるため、経費縮減を図ることができる。またNPOほうじょうは、駐車場が立地する地域内に所在していることから、利用者にとって利便性が高いだけではなく、また業務の範囲も単に収納業務のみにとどまらず、滞納者に対する督促を行うこと等もそれに含まれている。地域住民の自立支援および福祉の向上を図るため、とりわけ地域に密着しているNPOほうじょうは、駐車場の利用者とも互いに周知の関係であることから、それらの業務について、より一層のきめ細やかな業務遂行が可能であり、高い品質の確保が期待される。これらのことから、入札に付することより有利である。
11	都市経営部	市営住宅管理課	R8大東寺川住宅駐車場管理業務委託	大東寺川住宅自治会 会長　重延　美矢子	¥2,376,000	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第6号	本件業務委託の内容については、一部、自治会業務と類似するもの（例：苦情相談など）もあることから経費の縮減を図ることができる。また自治会は入居者で組織される団体であり、自らが居住する住宅の駐車場に関し、その構造や性質について熟知・精通していることから、より一層のきめ細やかな業務遂行が可能であり、高い品質の確保が期待される。これらのことから、入札に付することより有利である。
12	都市経営部	市営住宅管理課	R8大東北新町住宅駐車場管理業務委託	大東北新町住宅自治会 会長　山本　弥佳	¥1,683,000	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第6号	本件業務委託の内容については、一部、自治会業務と類似するもの（例：苦情相談など）もあることから経費の縮減を図ることができる。また自治会は入居者で組織される団体であり、自らが居住する住宅の駐車場に関し、その構造や性質について熟知・精通していることから、より一層のきめ細やかな業務遂行が可能であり、高い品質の確保が期待される。これらのことから、入札に付することより有利である。
13	都市経営部	市営住宅管理課	R8大東市営住宅管理システム保守業務委託	NECソリューションイノベータ株式会社 営業部門 部門長　豊嶋　慎一	¥1,014,888	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	本市営住宅管理システムは、市営住宅の総合的な管理を図るべく、公募型プロポーザル方式による選定により上記事業者から導入し、日常の操作サポートや障害発生時の迅速な対応等、円滑なシステム運用を図るためには点検・保守が必要不可欠である。当該システムは同事業者が制度設計・構築したパッケージソフトであり、同業者の知識・技術が必須であり、同業者しか本業務を履行することができないため。

■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約締結日	履行期間 （納入期限）		適用条項 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
14	都市経営部	市営住宅管理課	R8消費税申告書作成業務委託	あど税理士事務所 代表税理士　金園　英也	¥1,089,000	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第6号	移管市営住宅事業の特別会計化に伴い、令和7年度から消費税の申告納付義務が生じる（令和5年度及び令和6年度については免税）が、本業務については専門的かつ高度な知識が必要とされることから、税理士へ委託するものである。行政事務における消費税を取扱う税理士は僅少であるが、令和5年度において、令和7年度以降の消費税の適正な申告納付業務を円滑に行うための準備行為として、上記委託業者は、本特別会計における業務の流れ、勘定科目や取引状況等の整理を担ったところである。これらの実績を有することから、上記委託業者は、本特別会計の状況を既に十分に把握しているため、経費の縮減を図ることができ、また消費税の適正な申告納付業務等を円滑に行うだけでなく、より一層のきめ細やかな業務遂行が可能であり、高い品質の確保が期待される。これらのことから、入札に付することより有利であるため、施行令第167条の2第1項第6号による随意契約を締結するものである。